

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

家業の経理については、昭和 48 年まで母に任せていたが、49 年に市役所での簿記の研修に参加した後、妻が行うようになった。会計士にも相談した上で、国民年金保険料などは事業主貸しとして処理し、申立期間を含め、過去の同保険料は社会保険事務所から請求されたとおりの金額をすべて支払ったので、申立期間について未納となることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前の申請免除の期間について国民年金保険料の特例納付又は追納を行っているほか、納付期日が確認できる昭和 50 年度及び 51 年度の同保険料を夫婦同時に期限内に納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は高いものと考えられる。

また、旧 A 市（現 B 市）が管理する国民年金被保険者名簿により、昭和 49 年 5 月 28 日に 43 年 7 月から 49 年 3 月分の国民年金保険料が特例納付又は追納されたことが確認できる上、申立人は、妻が家業の経理を行うようになった 49 年に、会計士にも相談の上、社会保険事務所で手続を行って、納付することができる同保険料を妻の分と共にすべて納付したとする申立内容は客観的にみて信ぴょう性が高いと考えられることから、納付可能であった申立期間の同保険料を納付しないことは不自然である。

なお、国民年金保険料が未納となっている昭和 41 年 2 月から 42 年 1 月分は、本来、特例納付の対象とすべきであったところ、社会保険事務所側が 42 年 2 月分から請求したため、行政側の事務処理ミスで未納となったとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 45 年に夫と結婚し、当初は、夫の母が家業の経理を行っていたが、49 年に市役所での簿記の研修に参加した後、私が行うようになった。会計士にも相談した上で、国民年金保険料などは事業主貸しとして処理し、申立期間を含め、過去の同保険料は社会保険事務所から請求されたとおりの金額をすべて支払ったので、申立期間について未納となることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に未納は無く、また、申立期間以前の申請免除の期間について国民年金保険料の特例納付又は追納を行っているほか、納付期日が確認できる昭和 50 年度及び 51 年度の同保険料を夫婦同時に期限内に納付しているなど、申立人夫婦の納付意識は高いものと考えられる。

また、旧 A 市（現 B 市）が管理する国民年金被保険者名簿により、昭和 49 年 5 月 28 日に 43 年 7 月から 49 年 3 月分の国民年金保険料が特例納付又は追納されたことが確認できる上、申立人は、義母から家業の経理を任せられた昭和 49 年に、会計士にも相談の上、社会保険事務所で手続を行って、納付することができる同保険料を夫の分と共にすべて納付したとする申立内容は客観的にみて信ぴょう性が高いと考えられることから、納付可能であった申立期間の同保険料を納付しないことは不自然である。

さらに、申立人は昭和 42 年 3 月 13 日から 45 年 5 月 26 日まで厚生年金保険に加入しているが、当初、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は厚生年金保険加入期間中の 43 年 7 月 23 日となっており（現在は、厚生年金保険

の資格喪失日である 45 年 5 月 26 日に変更済み。) 、厚生年金保険加入期間中も特例納付の対象とされるなど、行政側の事務処理ミスが散見される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月11日から同年5月11日まで

申立期間の被保険者期間が1か月間漏れているが、この間、継続して同一事業所に勤務していることから、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年5月11日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社C支店に係る申立期間直前の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時、納入告知書と源泉控除した保険料総額を照合し、一致しない場合には、社会保険事務所に問い合わせるといった事務手順を踏んでいたことから、納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 7 月 5 日について、その主張する標準賞与額（5 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 5 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 5 日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 7 月 5 日の標準賞与額（5 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日について、その主張する標準賞与額（52万8,000円、36万円、54万円、36万7,000円、42万8,000円及び31万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を52万8,000円、36万円、54万円、36万7,000円、42万8,000円及び31万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年7月5日
③ 平成16年12月5日
④ 平成17年7月5日
⑤ 平成17年12月5日
⑥ 平成18年7月5日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間の①から⑥において、その主張する標準賞与額（52万8,000円、36万円、54万円、36万7,000円、42万8,000円及び31万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日の標準賞与額（52万8,000円、36万円、54万円、36万7,000円、42万8,000円及び31万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日について、その主張する標準賞与額（32万6,000円、23万2,000円、34万8,000円、24万円、27万2,000円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を32万6,000円、23万2,000円、34万8,000円、24万円、27万2,000円及び20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年7月5日
③ 平成16年12月5日
④ 平成17年7月5日
⑤ 平成17年12月5日
⑥ 平成18年7月5日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間の①から⑥において、その主張する標準賞与額（32万6,000円、23万2,000円、34万8,000円、24万円、27万2,000円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日の標準賞与額（32万6,000円、23万2,000円、34万8,000円、24万円、27万2,000円及び20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日について、その主張する標準賞与額（63万円、42万7,000円、64万1,000円、43万5,000円、50万7,000円及び37万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を63万円、42万7,000円、64万1,000円、43万5,000円、50万7,000円及び37万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年7月5日
③ 平成16年12月5日
④ 平成17年7月5日
⑤ 平成17年12月5日
⑥ 平成18年7月5日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間の①から⑥において、その主張する標準賞与額（63万円、42万7,000円、64万1,000円、43万5,000円、50万7,000円及び37万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日の標準賞与額（63万円、42万7,000円、64万1,000円、43万5,000円、50万7,000円及び37万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日について、その主張する標準賞与額（46万1,000円、32万2,000円、48万3,000円、33万円、37万4,000円及び27万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を46万1,000円、32万2,000円、48万3,000円、33万円、37万4,000円及び27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年7月5日
③ 平成16年12月5日
④ 平成17年7月5日
⑤ 平成17年12月5日
⑥ 平成18年7月5日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間の①から⑥において、その主張する標準賞与額（46万1,000円、32万2,000円、48万3,000円、33万円、37万4,000円及び27万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日の標準賞与額（46万1,000円、32万2,000円、48万3,000円、33万円、37万4,000円及び27万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日について、その主張する標準賞与額（46万1,000円、31万5,000円、47万2,000円、32万2,000円、37万6,000円及び27万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を46万1,000円、31万5,000円、47万2,000円、32万2,000円、37万6,000円及び27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年7月5日
③ 平成16年12月5日
④ 平成17年7月5日
⑤ 平成17年12月5日
⑥ 平成18年7月5日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間の①から⑥において、その主張する標準賞与額（46万1,000円、31万5,000円、47万2,000円、32万2,000円、37万6,000円及び27万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年7月5日、同年12月5日及び18年7月5日の標準賞与額（46万1,000円、31万5,000円、47万2,000円、32万2,000円、37万6,000円及び27万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年12月5日及び18年7月5日について、その主張する標準賞与額（42万7,000円、30万円、45万円、35万円及び26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を42万7,000円、30万円、45万円、35万円及び26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年7月5日
③ 平成16年12月5日
④ 平成17年12月5日
⑤ 平成18年7月5日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間の①から⑤において、その主張する標準賞与額（42万7,000円、30万円、45万円、35万円及び26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険

料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月5日、16年7月5日、同年12月5日、17年12月5日及び18年7月5日の標準賞与額（42万7,000円、30万円、45万円、35万円及び26万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月5日について、その主張する標準賞与額（31万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を31万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

私は、A社において、申立期間に賞与を支給され、かつ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与支給額及び同支給額に係る「支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（31万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務手を委任していた社会保険労務士が申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月5日の標準賞与額（31万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年12月まで

将来、年をとったら年金をもらえるので国民年金に加入したほうがいいと、A市役所B支所の職員に勧められ、昭和41年度初めに、同支所で国民年金の加入手続をしたが、その当時、国民年金手帳を交付された記憶が無い。申立期間の国民年金保険料を納付していた資料は、引っ越したときに捨ててしまい残っていない。夫が勤務していた会社で私の分の同保険料が引き落とされていた給与の明細が残っているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年度初めにA市役所B支所で国民年金への加入手続をしたと申し立てているが、その当時に国民年金手帳を交付された覚えは無いとも話している上、同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料も無い。

また、申立人は申立期間当時、夫が厚生年金保険に加入しているために「公的年金制度加入の配偶者」であったことから、国民年金保険料を納付するためには国民年金に任意加入しなければならないが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が任意加入したのは昭和46年1月1日となっている。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対する同記号番号払出日は昭和46年3月となっており、その時点で納付することができた46年1月分から国民年金保険料が納付されたものと推察できることに加え、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は夫が勤務していた会社で国民年金保険料を引き落とされ

ていたと申し立てているが、同社は「申立人が主張するような事実は無く、年金拠出金の差引欄は退職金の積立金です」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月30日から同年11月1日まで
② 昭和29年8月25日から32年7月1日まで

私は、昭和27年5月にA社B出張所に入社してから昭和33年6月にC社を退職するまでの間、期間を空けることなく継続して仕事を続けていた。

申立期間の①については、A社B出張所を退職しC社での仕事を始めた時期であり、申立期間の②については、C社で継続して仕事をしてきた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していないこととされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、A社には申立期間の①当時の人事記録等の資料は保管されていないため、申立人に係る在籍状況や厚生年金保険の適用状況を確認することはできない上、申立人の記憶及び同僚の証言からも、当該期間について申立人が同社B出張所に継続して勤務していたことをうかがわせる事情を見出すことができない。

また、社会保険事務所が保管するA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間の①に係る申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険被保険者番号の欠番や不自然な記録記載も見当たらない。

さらに、申立期間の①は、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日より前の期間であり、商業登記簿の記録及び申立内容等から、当該期間について同社は強制適用事業所としての要件を満たしていなかった状況も推認される。

申立期間の②について、申立人は、昭和28年ごろから33年6月まで、C

社に継続して勤務しており、途中で退職したことはないと主張している。

しかし、C社には申立期間の②以前の期間の申立人に係る人事記録及び賃金台帳は保管されていないものの、昭和32年5月以降の期間の申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳が保管されており、同台帳から申立人が昭和32年5月に同社に入社したこと、同年5月及び6月については厚生年金保険料を給与から控除されておらず、同年7月から控除されていることが確認でき、このことは同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届控え及び社会保険庁の記録において確認できる申立人の資格取得日とも一致する。

また、C社から提出された申立人に係る失業保険被保険者資格取得喪失確認通知書記録からも、申立期間の②について申立人が同社の社員として勤務していたことをうかがわせる事情は見出せない。

さらに、申立期間の②について、複数の同僚が「申立人はほかの社員とは異なる雇用形態であり、同社に継続して勤務していなかった」と供述していることから、申立人が当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを推認することはできない。

このほか、申立人について、申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。